

2022年9月30日  
(2023年3月22日 改正)  
東京商工会議所

新型コロナウイルス感染症の「みなし入院」に関する  
「医療共済」病気入院共済金ご請求時の提出書類のご案内  
(陽性診断日が2022年9月26日以降の方)

新型コロナウイルス感染症と診断された日が2022年9月26日(月)以降の方が、「みなし入院」(宿泊療養・自宅療養)として「医療共済」病気入院共済金をご請求される場合の手続き等についてご案内します。

1. 必ずご提出いただく書類

<input type="checkbox"/>	当所所定の「共済金支払請求書」
<input type="checkbox"/>	当所所定の医療調査に関する「同意書」
<input type="checkbox"/>	当所所定の「宿泊・自宅療養証明書(新型コロナウイルス感染症専用)」

当所所定の上記の3つの様式については、共済センター(TEL:03-3283-7578)までお電話にてご連絡いただいた後に、送付させていただきます。必ず医療機関で「陽性」の診断を受け、療養解除後にご請求ください。

2. 以下の重症化リスクの分類に応じてご提出いただく書類  
(重症化リスクの高い方以外はご請求いただけません)

65歳以上の方	<input type="checkbox"/>	(追加の書類提出は不要)
入院を要する方	<input type="checkbox"/>	当所所定の「医療共済 入院・手術証明書(診断書)」 ※当所所定の「宿泊・自宅療養証明書(新型コロナウイルス感染症専用)」 はご提出不要
新型コロナ治療薬を 投与された方	<input type="checkbox"/>	薬局発行のコロナ治療薬(注1)の記載がある「調剤明細書」「薬剤情報提 供書」等
新型コロナ罹患によ り酸素投与された方	<input type="checkbox"/>	医療機関発行の酸素投与の記載がある「診療明細書」等
妊婦の方	<input type="checkbox"/>	母子手帳(保護者の氏名が記載されている表紙)

(注1) 新型コロナ治療薬の範囲 (令和4年厚生労働省告示第255号)

1. ロナプリーブ (カシリビマブ・イムデビマブ)
2. ステロイド薬
3. ゼビュディ (ソトロビマブ)
4. トシリズマブ
5. パキロビッド (ニルマトレルビル・リトナビル)
6. バリシチニブ
7. ラゲブリオ (モルヌピラビル)
8. ベクルリー (レムデシビル)

ご提出いただいた書類で判断できない場合は、追加で書類のご提出をお願いする場合がございますので、予めご了承ください。

また、上記のお取り扱いとは2022年9月30日時点のものであり、今後の法令改正等により見直す可能性がございます。

**【本件担当・お問合せ先】**

東京商工会議所 共済センター (医療共済担当)

TEL : 03-3283-7578

FAX : 03-3283-7991

※ (2023年3月22日 改正) では、当所問い合わせ先の電話番号から事務センターの番号を削除しています。それ以外に変更した箇所はございません。